可児市キャッシュレス決済端末等導入業務公募型プロポーザル実施要領

可児市（以下、「市」という）では、令和４年２月に「可児市ＤＸ推進実行計画」を策定し、市民サービスの向上及び業務の最適化等を進めている。

本業務は、「可児市ＤＸ推進実行計画」の施策の１つである「市役所の窓口等におけるキャッシュレス化の検討」について、庁内の検討部会等の議論を経て、キャッシュレス決済端末等の導入決定を受けて、プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により公募するものである。

１　業務の概要

(1)業務名称

可児市キャッシュレス決済端末等導入業務

(2)業務の目的

これまで現金のみであった窓口での支払手段を多様化することで市民の利便性向上を図るとともに、職員の収納業務効率化を図ることを目的とする。

(3)業務内容

別紙「可児市キャッシュレス決済端末等導入業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4)委託契約方法

プロポーザル方式により選定した事業者との随意契約

※指定納付受託業務に係る契約については、業務の開始に合わせて別途行うものとする。

(5)委託期間

契約締結日から令和５年９月 30 日まで

※キャッシュレス決済等の運用については、端末等の準備ができ次第順次開始することとし、概ね令和５年９月中を目途とするが、具体的な日程は市と協議の上決定する。

(6)提案上限額

25,319,900 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額は令和７年度末までの運用経費を含む初期導入費用とし、決済手数料は含まない。

※これを超える提案は失格とする。

２　プロポーザルの方式及び参加要件

(1)プロポーザルの方式

公募型

(2)参加要件

本プロポーザルへの参加者（以下、「参加者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項及び第２項各号の該当しない者であること。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

③市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 22 年可児市訓令甲第 47 号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

④可児市競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること又は以下の書類を令和５年 4 月 10 日（月）までに提出した者。

ア　商業登記簿謄本（写し可）（3 ヶ月以内発行のもの）

イ　納税証明書（写し可）（3 ヶ月以内発行のもの）

次に記載するもののうち該当する納税証明書

(ｱ)市内に事業所がある場合

・市税の完納証明書（直近２年）

・国税［法人税及び消費税の納税証明書］（その 3 又はその 3 の 3）

(ｲ)上記(ｱ)に該当しない場合

・参加表明事業者の所在地の市町村が発行する完納証明書(発行されない市町村は市町村民税・固定資産税の納税証明書　直近２年)

・国税［法人税及び消費税の納税証明書］（その 3 又はその 3 の 3）

⑤本プロポーザルの参加申込受付期限日からヒアリングの日までの間において、本市から入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。

⑥本プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。

⑦国及び地方自治体等から受託して本業務と同等または類する業務を行った実績があること。

⑧複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たすこと。

ア　共同提案を行う事業者（以下、「構成事業者」という。）のうち、１者を代表事業者に定め、当市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。

イ　構成事業者のそれぞれが上記①～⑦の要件を満たすこと。

3　選定スケジュール

項目	日程
公募要領等の公開・配布	令和５年４月３日（月）～
公募要領等に関する質問受付	令和５年４月３日（月）～４月 10 日（月）
参加申込受付	令和５年４月３日（月）～４月 14 日（金）
企画提案書の受付	令和５年４月３日（月）～４月 14 日（金）
書類選考（１次選考）	令和５年４月 17 日（月）～4 月 21 日（金）
ヒアリングの実施・審査（２次選考）	令和５年４月 28 日（金）（予定）
結果の通知・公表	令和５年５月 8 日（月）（予定）

4　提出書類等

(1)質問書の提出

電子メールにて**質問書（様式１）**を添付して事務局宛てに提出する。その他の方法による質問には回答を行わない。

件名は「可児市キャッシュレス決済端末等導入業務質疑」とすること。

質問の回答は、令和５年４月 11 日（火）までに、随時市ホームページにて公開する。

(2)プロポーザル参加申込書、企画提案書等の提出

ア　提出物一覧

	提出書類	様式	条件等	部数
①	**公募型プロポーザル参加申込書**	**様式 2-1**	共同提案の場合は代表事業者が作成し提出	正本 1 部
②	**構成事業者参加表明書**	**様式 2-2**	共同提案の場合に提出	正本 1 部
③	**事業者概要書**	**様式 3**	共同提案の場合は代表事業者が作成し提出	正本 1 部
④	**企画提案書**	**様式 4-1** **様式 4-2** **1-1～9**	5(1)～(4)参照 ※データも提出すること。	正本 1 部､副本 11 部
⑤	財務諸表の写し	－	直近 3 カ年（半期決算の場合は 6 期分）の以下の書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書	正本 1 部

イ　提出方法

上記提出書類を事務局へ持参又は郵送により提出する。データも事務局に送付すること。

ウ　提出期限

令和 5 年 4 月 14 日（金）午後 5 時 15 分までとする。

(3)参加辞退

参加申込書の提出後に、何らかの理由によりプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和 5 年 4 月 19 日（水）までに**辞退届（様式 5）**を事務局へ提出すること。

(4)参加資格の審査

参加資格の審査結果については、令和 5 年 4 月 18 日（火）までに参加申込書の提出者すべてに対しメールで通知する。

5　企画提案

(1)提出書類及び提出部数

正本 1 部、副本 11 部 を提出すること。

・企画提案書（様式 4-1、様式 4-2、1-1～9）

(2)提出期限

令和 5 年 4 月 14 日（金）午後 5 時 15 分までとする。

(3)提出方法

上記提出書類を事務局へ持参又は郵送により提出する。データも事務局に送付すること。

(4)留意事項

①企画提案書の書式等

・用紙サイズは A4 版（縦向き、横書き）とする。必要に応じて A3 版を使用しても差支えないが、片袖折り等により A4 版に収めること。

・市が示す様式を基本とし、適宜資料を差し替えるなどし、ページ番号をつけた上で、企画提案書の正本と副本を作成すること。

②企画提案書の作成

・企画提案は１事業者１案とする。共同提案を行う場合は、代表事業者が全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成すること。

・正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

・仕様書を踏まえること。

・必要に応じて、図表・絵等を用いて見やすく、分かりやすいものとすること。

・両面印刷で 15 枚以内とし、カラー印刷とする。

・提出期限後の問い合わせや書類の追加・修正は、原則として応じない。

③見積書の作成

・仕様書の全ての業務に要する費用を消費税及び地方消費税を含めて記載すること。

・共同提案を行う場合は、代表事業者が全ての構成事業者の情報をまとめた上で一つの書類として作成すること。

6　審査の方法

(1)書類選考（1 次選考）

企画提案書の提出が４者を超えた場合は、書類選考を行い、３者以内を選定する。

ア　選考期間　令和 5 年 4 月 17 日（月）～4 月 21 日（金）

イ　実施方法等

企画提案書の書類について**別表１「審査基準」**に基づき事務局で評価し、評価項目ごとに数値化して採点し、合計点数により３者以内を選定する。

(2)ヒアリングの実施・審査（2 次選考）

「可児市キャッシュレス決済端末等導入業務委託事業者審査会」（以下、「審査会」という。）において、１次選考選定者等に対し、企画提案書の提案内容についてヒアリングを実施後、委託事業者を審査・決定する。

ア　実施日　令和 5 年 4 月 28 日（金）（予定）

イ　ヒアリングの実施方法等

①ヒアリング時間は 60 分とする。なお、参加者の準備及び説明（デモ等含む）は 40 分以内、質疑応答及び片付けは 20 分以内とする。

②ヒアリングの出席者は、本業務の管理責任者及び主任担当者を含む 5 人以内とする。

ウ　審査の方法等

①各参加事業者の企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング終了後、各審査委員は審査基準に基づき、審査表に評価点を記入する。仕様書に記載のない独自提案については、該当する評価項目において評価点を考慮する。

②全参加事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング終了後、事務局が審査表を回収・集計し、集計結果を集計表により審査会に報告する。

③点数以外で配慮すべき事項等について意見交換を行う。

④集計結果を確認のうえ、契約候補者の選定および次点者以降の順位を決定する。

(3)その他

①ヒアリングの出席者は、事業者が特定できる名札等を着用しないこと。

②プレゼンテーションは、 企画提案書に記載された内容を逸脱しない範囲で行い、事業者名が特定できる説明は行わないこと。

③プレゼンテーションにパワーポイントのスライドを用いる場合は、4月26日（水）までにデータを事務局あてに電子メールにて送付すること。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。

④プレゼンテーションにおいては、本市が用意するノートパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用するものとする。それ以外に必要な機材（ポインター等）は参加者が準備すること。

⑤遅刻又は欠席した場合は、参加申し込みを辞退したものとみなす。

7　審査結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出したすべての者に速やかに通知する。選定された受託候補者にはその旨を付して通知する。また、受託候補者の名称及びすべての参加者の評価点（合計点のみ）を可児市ホームページ上に公表する。

なお、評価内容についての問い合わせには応じないものとし、選定結果に対して異議申し立てはできないものとする。

8　契約の締結

(1)選定された受託候補者と市が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を協議のうえ確定させ契約を締結する。なお、協議の結果、受託候補者と合意に至らなかった場合は、次点候補者と交渉するものとする。

(2)受託候補者（共同提案の場合は指定納付受託候補者）は、別途、市により指定納付受託者への指定を行う。

9　プロポーザル参加に際しての注意事項

(1)失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。

②提出書類等に虚偽の記載又は重大な誤り等が確認されたとき。

③審査委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があったとき。

④本要領に定める参加資格要件に適合しなくなったとき。

⑤著しく社会的信用を損なう行為等により、受託候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。

⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合。

(2)返却等

提出書類は、すべて市の所有とし返却しない。また、プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲内において、複製ができるものとする。

(3)費用負担

プロポーザルに係る諸経費等は、すべて参加者の負担とする。

(4)その他

本プロポーザルに係る公開請求があった場合には、可児市情報公開条例（平成 11 年条例第 22 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

10　事務局・問合先

可児市市政企画部広報情報課　デジタル化推進係　担当：熊澤、堀江
（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）
住所　〒509-0292　岐阜県可児市広見一丁目 1 番地
電話　0574-62-1111（内線 2325）
FAX　0574-61-0345
電子メールアドレス siseijoho@city.kani.lg.jp

別表 1　審査基準

No.	評価項目	評価基準・ポイント	配点
1	導入体制	プロジェクトの管理体制、業務実績	5
2	初期導入経費	機器購入費等（令和 7 年度末までの運用経費を含む）	5
3	運用費用	年額保守費用	10
4	決済手数料率	必須ブランドの平均手数料率	5
5	POS レジ等の機能	POS レジ等の機能（キャッシュレス決済端末との連携、通信障害時の対応、集計機能など）	5
6	POS レジ等の操作性	POS レジ等の操作性 （画面操作、収入種別の変更、POS レジのサイズなど）	10
7	キャッシュレス決済端末の機能	キャッシュレス決済端末の機能（通信障害時の対応など）	5
8	キャッシュレス決済端末の操作性	キャッシュレス決済端末の操作性 （操作の分かりやすさ、ストアスキャン方式への対応など）	5
9	キャッシュレス決済端末取扱いブランド	必須ブランドへの対応、ブランドの動向把握（決済手数料率、利用者数等）など	5
10	入出金機の機能・操作性	釣銭機等の釣銭減少時の警告、釣銭の補充、詰まりの対応など	5
11	初期導入時の保守	保守の内容、令和 7 年度末までの対応など	5
12	設置・スケジュール	設置の留意事項への配慮、スケジュールなど	5
13	研修・マニュアル	研修、マニュアルの分かりやすさ等	5
14	データ管理	適切なデータ管理	5
15	セキュリティ	適切なセキュリティ対策	5
16	保守対応	電話サポート、現地サポート、故障時の予備機・代替機など	10
17	指定納付受託業務	業務内容の理解度	5
合計			100